

今年もよろしくね!



松江市権利擁護推進センター
マスコットキャラクター
まもるくん

まもる

第5号

2024.1

発行元

松江市権利擁護推進センター
TEL 0852-27-8389 FAX 0852-67-1330
メール mamoru@shakyou-matsue.jp
〒690-0852 松江市千鳥町70番地
松江市総合福祉センター3階



「まつえ権利擁護サポーター制度」がはじまりました!

松江市権利擁護推進センターでは、今年度「まつえ権利擁護サポーター制度」を立ち上げました。この制度は、当センターが開催する出前講座を通じて、ひとりでも多くの市民の皆さんと地域における「権利擁護マインド」を共有することを目的としています。

9月27日にはヨリアイーナ東出雲におじゃまして、「まつえ権利擁護サポーター養成講座」を行い、受講された竹矢地区・東出雲地区の民生児童委員



まつえ権利擁護サポーター養成講座のひとつ

の皆さんに「まつえ権利擁護サポーター」の証である「まもるくんバッジ」をお渡ししました。

当センターは、判断能力が低下したとしても、住み慣れたまちでいつまでも安心して暮らせる、そして、住んで良かったと心から思うことのできる松江を、市民の皆さんと一緒につくりたいと願っています。まつえ権利擁護サポーター養成講座のご希望がありましたら、お気軽にお声がけください。



まもるくんバッジ

講座を受講された民生児童委員さんの声

- ・とてもわかりやすく話をしてもらえました。
- ・これまで自分は他者の尊厳を守ることが大切にしてきたらどうかと振り返るよい機会になりました。
- ・自分たちがこれからなにをしなければいけないかを考えさせられました。

地域の権利擁護支援活動に携わる市民の方からのメッセージ

「小さなお節介を続けています!」

金森 宏さん (日常生活自立支援事業生活支援員)

いつかは誰もが老いる、病気もする。でも、住み慣れた処でずっと暮らし続けたい。だけど、ひとりでは何かと不安だらけ。

そんな思いの皆さまの不安解消のお手伝いを少しだけさせて戴こうと、笑顔で小さなお節介をしています。



「成年後見制度なんでも相談会」がはじまりました!

当センターでは、コミュニティソーシャルワーカーおよび地域包括支援センターの協力を得て、出張方式による「成年後見制度なんでも相談会」を開始しました。初回の相談会は、10月17日、宍道町のショッピングスクエア・ベルを会場として開催し、2名の方からのご相談をお受けしました。また、12月7日には大庭市営住宅を会場として第2回相談会を開催し、2名の方のご相談に応じました。

今後も地域でご相談に応じる機会を積極的につくりたいと思います。目印の青いのぼりを見かけられたときには、どうぞお気軽にお立ち寄りください。



「親族後見」について考えてみよう!

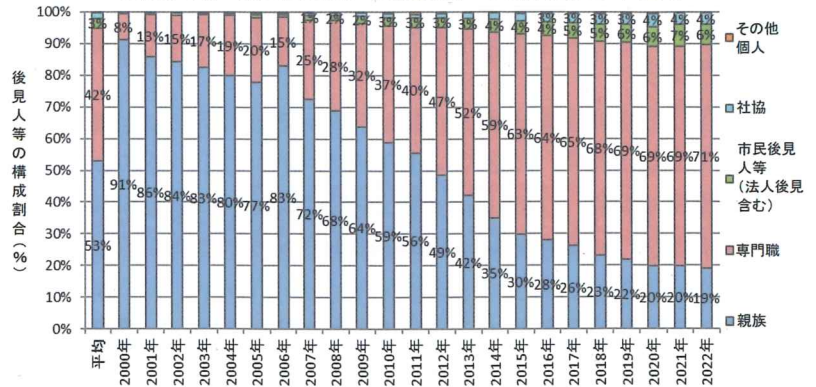
「親族後見」とは、成年後見制度を利用するご本人の成年後見人などとして、ご家族やご親戚などの親族が選ばれている状態のことをいいます。

平成12(2000)年に成年後見制度がスタートした当初は、親族が後見人等に選ばれることが「当たりまえ」ともいえる状況がありました。しかし、令和4(2022)年に新たに選任された後見人等の内訳をみると、約7割が専門職後見人であるのに対して、親族後見人は約2割となっています。

最高裁判所は、平成31年3月、後見人等の

選任に関する基本的な考え方として、「本人の利益保護の観点からは、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がいる場合には、できる限りこれらの者を後見人に選任することが望ましい」との意見を公表しました。このような動きもあり、今後は、あらためて親族後見人の積極的な選任が進むのではないかと考えられます。

後見人等の選任者数(業態別)の構成割合の推移



地域後見推進プロジェクト公表資料より引用

<https://kouken-pj.org/wp-content/uploads/2023/07/p09.png>



親族後見人さんへのインタビュー調査を実施しました!

当センターでは、今後の親族後見人支援のあり方の手がかりを求めて、親族後見人さんへのインタビュー調査を実施しました。

- ① 調査実施期間 令和5年7月25日～8月31日
- ② 調査対象者 親族後見人等経験者 5名(当初予定では6名)
- * 現役の成年後見人 1名 * 過去に成年後見人を経験された方 4名
- * 対象者は松江市権利擁護推進センターが関与したケースから抽出

ヒアリング調査の結果(質問および回答から一部を抜粋して記載)

Q1. 専門的な知識がなければ対応が困難な状況をどうやって乗り越えましたか?

- A. たまたま身近に後見人になっている親族がおり、いろいろと相談することができた。
- A. 相続や家屋の処分などの課題があり、法律専門職に申立てのほか、相続手続や不動産の処分などを頼んだ。本人が入院した際には病院の相談員に支えてもらった。

Q2. 親族後見人として活動に悩んだときに相談できる先はありましたか?

- A. 家庭裁判所。後見制度のことはプライベートな問題なので、あちこちに相談するのは気が引ける。
- A. ①松江市権利擁護推進センター、②専門職、③事業者、④身内の人。

Q3. その他に後見人等の立場で悩むことはありましたか?

- A. 後見人としての判断を求められることがしばしばあったが、親族としての感情もあり、悩むことが多かった。どうすれば本人のためになるのか、そして、あの判断でよかったのかと、今でも考える。

調査後の担当者の所感

1. お話を伺った方の多くが、「相談できる場所があること」の必要性を指摘されました。

その一方で、「親族後見」は親族間の「私的で繊細なことから」として認識されており、そのことが周囲に気軽に相談することの妨げとなって、結果的に後見人等の孤立につながるという構図も浮かび上がりました。さらには、親族後見人は、「後見人」と「親族」の2つの立場を持つことから、それゆえの精神的負担を強く感じる場面があることもわかりました。今回の調査を通じて、親族後見人が持つこのような特性を十分に理解して心情に寄り添う相談支援環境の整備が必要だと強く感じました。

2. インタビューを予定していた方の中には、ご高齢かつ認知症と思われる記憶障害があるため、お話を伺うことができない方もおられました。親族後見にも高齢化の課題があることを痛感しました。

当センターでは、今回の調査結果を参考にして、親族後見人さんが安心して後見業務を続けられるようにするための相談支援体制の強化に取り組んでいきたいと考えています。

第3回「親族後見人さんのつどい」を開催しました！

当センターでは、市内で親族後見人をされている方や親族後見人に関心をお持ちの方が、悩みや不安を気軽に語り合える場である「親族後見人さんのつどい」を定期的に開催しています。12月15日には第3回目の「つどい」を開催し、6名の市民の方にご参加いただきました。

アドバイザーである法テラス島根法律事務所の三村弁護士などから後見業務に関する実践的なアドバイスをいただいたほか、参加者同士での熱心な意見交換も行われました。当センターの職員も積極的にご相談に応じました。親族後見人経験者の方からは、「初めて後見制度に触れる人はどこから手をつければいいのか不安があるはず。『つどい』がそれをやわらげる場になるといいと思う。」との感想をいただきました。



参加者同士での積極的な意見交換がなされました

松江市権利擁護推進センター 令和5年度(4月～10月)の実績

令和5年4月から10月までの当センターの活動状況は次のようになっています。

(1) 相談件数

	新規			継続 (延数)
	一般市民	関係機関	後見人等	
訪問	1	4		15
来所	17	18	4	61
電話	26	49		106
その他		1		1
計	44	72	4	183

	新規	継続 (実数)
合計	120	22

(2) 新規相談内容の内訳(重複あり)

	一般市民	関係機関	後見人等
成年後見制度の相談	24	29	
日常生活自立支援事業	9	16	
その他の権利擁護	7	4	
成年後見申立て支援	3	6	
金銭管理	2	7	
財産管理		5	3
高齢者あんしんサポート	2	5	
相続・遺言	1	2	1
身元保証		3	
虐待・権利侵害	1	2	
任意後見について	2		
家庭裁判所への業務報			2
後見人の交代・辞任		2	
不正・苦情	1	1	
福祉サービス	1	1	
債務・浪費	1	1	
住居	2		
市民後見について	1		
親族後見について		1	
身上保護			1
判断能力	1		
消費者被害	1		
財産・資産	1		
入院・医療		1	
合計	60	86	7

(3) 受任者調整結果

候補者選出団体	件数
弁護士会	5
司法書士会	4
社会福祉士会	5
松江後見センター	7
法人	0
市社協(市民後見)	2
受任者調整件数	23

市民後見人等養成講座【実務編】の受講者数が過去最多に!!

10月と11月の2ヶ月間に渡り、計4日間の日程で、令和5年度松江市市民後見人等養成講座の【実務編】を開催しました。【実務編】の受講者数としては過去最多となる29名の方にご参加いただき、非常に活気あふれる講座となりました。



この講座は、市民後見人等養成講座【基礎編】を修了された方を対象として当センターが毎年開催しており、将来松江市で市民後見人として活動することを目指す方にとって、重要な実践的学びの場となっています。令和4年度までは【基礎編】と【実務編】の全課程を修了するためには足掛け2年間の受講が必要でした。しかし、今年度からは1年度内で【基礎編】と【実務編】の受講が完結するように実施時期の調整を行いました。これにより、受講者の学修意欲の維持・向上が期待されます。

令和5年度松江市市民後見人等養成講座【実務編】の主な内容

- ① 10/14 日常生活自立支援事業・成年後見制度・任意後見契約
- ② 10/28 後見人等が知っておくべき法律の基礎、申し立て書類の作成
- ③ 11/11 後見等事務の終了と死後事務、意思決定支援と被援助者の声
- ④ 11/18 チームによる市民後見活動、現役市民後見人の活動報告

あなたも
いっしょに
学んで
みませんか?



まもるくん

受講された方の声（コメントの一部を抜粋してご紹介します）

Yさんより

「市民後見人の仕事は、本人の権利や利益を守るという責任を伴うが、人生の伴走者として寄り添える喜びを感じることができると思う。それは、大きなやりがいであり、生きがいでもあると思う。」

Hさんより

「地域活動の中で、成年後見制度によるサポート体制が多くの関係者の関与によって成り立っていることを知る機会があった。講義の中で『個人プレーではなくチームプレーで対応する』ことを学んだが、関係者間の連携による本人支援の重要性をあらためて感じる事ができた。」

市民後見人等養成講座修了生からコメントをいただきました!

私は、市民後見人等養成講座を経て、令和4年7月29日付で、市民後見人（保佐人）に選任されました。

被保佐人さん（ご本人）と面談して、この方が様々な手口の詐欺や消費者トラブルに巻き込まれることがないようにし、また、本人確認が厳しくなった金融取引を代理して行うことを通じて財産と暮らしを守りながら、ご本人の「何かを自分でやりたい」という気持ちを大事にして、毎日楽しく過ごせるようにすること。それが、私の役割だと感じています。

これからも、市民目線で、ご本人に寄り添っていけたらと強く思います。



松江市市民後見人
菅原 健治さん
(平成28年度実務講座修了)

- 編集後記 -

昨年は、市民後見人養成講座や権利擁護サポーター養成研修などを通じて、多くの市民の皆さんと地域での権利擁護支援について語り合う機会をいただきました。今年も、皆さんと力をあわせて、個人の尊厳が大切にされる地域づくりに汗をかいていきたいと思っています。

(中村)

成年後見制度と権利擁護に関するご相談や出前講座のご依頼は下記までお気軽にお問い合わせください。

松江市社会福祉協議会 松江市権利擁護推進センター

〒690-0852 松江市千鳥町70番地 松江市総合福祉センター3階

電話：0852-27-8389 FAX：0852-67-1330 Eメール：mamoru@shakyou-matsue.jp